

一般社団法人日本ADHD学会
定款

令和5年12月5日 作成

一般社団法人日本ADHD学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ADHD学会と称する。

2 当法人の英文表記は、Japanese Society of ADHDとする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、ADHDに関する診療、研究、教育に携わる医師・医学研究者等が集い、ADHDに関する包括的な研究を推進し、ADHDという障害の正しい理解及び適切な診断・治療の普及、啓発に努めることにより、ADHDに関する医学の発展並びに医療の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 学術集会及び研修会の開催
- (3) 研究あるいは学際的活動
- (4) 一般市民や患者・家族を対象に行う講演会等の開催
- (5) 刊行物の発行
- (6) 国際的学術交流
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び代議員（社員）

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同し、ADHDに関する診療、研究、教育に携わっている、或いは携わろうとしている以下の職種の者で、役員1名の推薦を得て、所定の様式による入会申し込みを行い、理事会の承認を得た者で、所定の会費を納める者とする。
医師、医学研究者、看護師、薬剤師、精神保健福祉士（ケースワーカー）、社会福祉士、作業療法士、理学療法士、保育士、言語聴覚士、心理職（医療及び教育に携わる者）
- (2) 名誉会員：当法人に特に功労のあった会員で、理事会に承認された者とする。
- (3) 顧問：当法人の目的に賛同し、当法人の事業を発展させるための提案・指導にあたる者

で、理事会に承認された者とする。

- (4) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助するために、賛助会費を納める団体又は個人で、理事会に承認された者とする。
- (5) 当日会員：正会員1名の紹介により、当法人が主催する学術集会等に、参加費を納め、参加する者とする。
- 2 当法人は、正会員の中から概ね25人に1人の割合をもって選出される代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。
- 4 代議員の選出を行うために必要な事項は理事会で定める。
- 5 代議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合、当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
- 6 代議員が欠けた場合、直近の代議員選挙における得票数に基づき、理事会は代議員を補充することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（書面及び電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (5) 一般法人法第57条第4項及び第58条第3項の権利（社員総会議事録の閲覧等）
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第6条 当法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（年会費）

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、代議員総会において別に定める年会費を支払わなければならない。

- 2 既納の年会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。
- 3 名誉会員及び顧問は、年会費の支払いを免除する。

（任意退会）

第8条 会員は、退会届を当法人に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会の届出をした場合。但し、既納会費は返納しないものとする。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 会費を2年以上滞納した場合。
 - (4) 代議員の全員が同意したとき。
 - (5) 当該会員が死亡又は解散したとき。
- 2 代議員である正会員が会員資格を喪失した場合は、代議員の資格も喪失する。
- 3 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

第4章 代議員総会（社員総会）

(構成)

- 第11条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。
- 2 前項の代議員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 代議員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 役員の選任及び解任
 - (4) 代議員の解任
 - (5) 各事業年度の決算報告及びその承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
 - (10) 理事会において代議員総会に付議した事項
 - (11) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会の2種とする。
- 2 定時代議員総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時代議員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 代議員総会を招集するときは、書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前（代議員総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる」とするときは、開催日の 2 週間前）までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 15 条 代議員総会の議長は、理事長とする。理事長に事故又は支障があるときは、当該総会の決議により出席した理事の中から選任する。

(議決権)

第 16 条 代議員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 代議員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 18 条 代議員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長が署名又は記名押印若しくは電子署名する。

第 5 章 役員等

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事会の決議により選定する。

3 理事長は、一般法人法上の代表理事として当法人を代表し、会務を総理する。

- 4 理事会の決議により、常務理事を選定することができる。
- 5 常務理事は、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 監事は当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 役員の選任を行うために必要な事項は別に定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定及び改廃
- (5) 前各号の他、法令又は定款で定める事項

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 理事長に事故又は支障があるときは、理事会で定めた順序に従い、他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第30条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長とする。理事長に事故又は支障があるときは、理事会で定めた順序に従い、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名する。

第7章 学術集会及び研修会

(学術集会及び研修会)

第 35 条 当法人の学術集会は年 1 回開催する。当法人が主催する学術集会での発表は原則として会員に限る。研修会は必要に応じて隨時開催する。

(学術集会会長及び副会長)

第 36 条 学術集会会長（以下、会長と略す）は、理事会の推薦を得て正会員の中から選出され、代議員総会で決定される。

- 2 会長は学術集会を主宰し、総会の議長となる。
- 3 会長の任期は決定してから主宰する学術集会の終了までとし、任期中は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、副会長 1 名以上を置くことができる。
- 5 副会長の任期は会長に準ずる。

第8章 委員会

(委任会の設置等)

第 37 条 当法人の目的を達成するために、必要に応じて、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び人選は理事会が行い、決するものとする。
- 3 委員会の設置期間、委員の任期はその都度定めるものとする。
- 4 委員会での審議経過等は、代議員総会において報告されなければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第 38 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(計算書類等の定時代議員総会への提出等)

第 40 条 理事長は、毎事業年度、一般法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）並びに事業報告書を定時代議員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については定時代議員総会の承認を受け、事業報告書については理事長がその内容を定時代議員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 41 条 当法人は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事

の監査報告書を含む。)を、定時代議員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、代議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、代議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。変更の場合も同様とする。

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

(法人への移行)

第49条 任意団体である日本ADHD学会に属する権利義務の一切は、令和6年4月1日付で当法人に帰属(移行)するものとする。

2 任意団体である日本ADHD学会の正会員、名誉会員、顧問、賛助会員及び当日会員は、令和6年4月1日付で当法人の当該会員等の資格、地位及び権利義務を承継するものとする。

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

(設立時社員)

第 51 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名) [REDACTED]

(設立時代議員)

第 52 条 定款第 5 条各項の定めにかかわらず、設立時社員は、当法人の設立後、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開催される第1回代議員選挙による代議員が就任するまで、当法人の代議員とする。

2 定款第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、前項の設立時社員兼代議員の人数は 11 名とする。

(設立時役員)

第 53 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

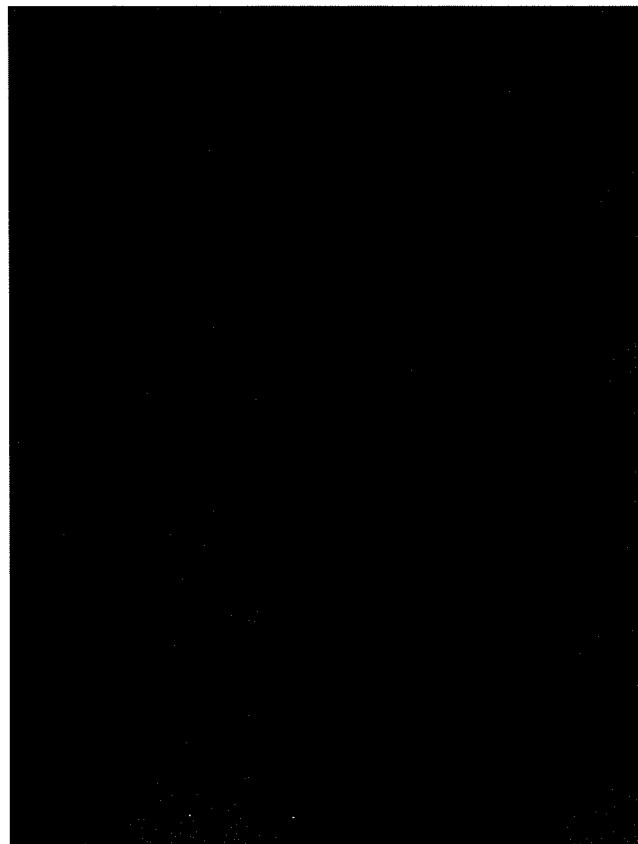
設立時理事 (住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

同 (住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

同 (住所)
同 (氏名)
設立時代表理事 (住所)
設立時監事 (住所)
同 (住所)
同 (氏名)



以上、一般社団法人日本ADHD学会を設立するため、設立時社員

の定款作成代理人である司法書士 [REDACTED] は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年12月5日

設立時社員 (住所)

(氏名)

同 (住所)

(氏名)

上記設立時社員 11名の定款作成代理人

